

公表基準等の解説

実務対応報告公開草案第 62 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」の概要

ASBJ アシスタント・ディレクター みやじ てっし
宮治 哲司

I. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2021年12月24日に、実務対応報告公開草案第62号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表¹した。本公開草案は、ASBJが2020年9月29日に公表した実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「2020年実務対応報告」という。）の一部改正を提案するものである。コメント募集期間は2022年2月24日までとなっている。本稿では、本公開草案の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

II. 本公開草案公表の経緯

2020年実務対応報告は、2014年7月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められている中で、ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LI-

BOR」という。）の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっていることに対応し、LIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにすることを目的としたものである。しかし、2020年実務対応報告では、2020年実務対応報告の公表時には金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、公表から約1年後に、金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定であるとしていた。

一方、2020年実務対応報告の公表後の2021年3月に、英国金融行為規制機構（英国FCA）は、LIBORの運営機関であるICE Benchmark Administrationが2020年11月に公表した市中協議における提案に基づき、LIBORの公表停止時期を確定するアナウンスメントを正式に行い、その中で、米ドル建LIBORの翌日物、1か月、3か月、6か月及び12か月物については、2021年12月末ではなく、2023年6月末をもって公表停止されることとされた。また、2021年9月に、英国FCAは、代替金利指標への移行が真に困難な既存契約（タフレガシー）へのセーフティネットとして、従来の日本円建LIBOR及び英国ポンド建LIBORの一部のター

1 本公開草案の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2021/2021-1224.html）を参照のこと。

ム物について、市場データを用いて算出する疑似的な LIBOR（以下「シンセティック LIBOR」という。）を構築するための権限を行使することを公表した。

本公開草案は、上記の経緯及び 2020 年実務対応報告の公表以後に ASBJ に寄せられた意見をを受けて 2021 年 10 月より審議を行った結果、公表に至ったものである。

Ⅲ. 本公開草案の概要

1. 本公開草案における提案

(1) 金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間の延長

本公開草案では、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を 1 年延長し、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までとすることを提案している。

本公開草案公表の経緯に記載したとおり、米ドル建 LIBOR の一部のターム物について、公表停止時期が 2023 年 6 月末に延期された。これにより、2020 年実務対応報告における金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間が米ドル建 LIBOR の公表停止時期より先に終了することとなった。これについて、金利指標置換後の取扱いについての再確認の過程では、米ドル建 LIBOR を参照する契約の規模が日本円建 LIBOR に匹敵するものであることや、米ドル建 LIBOR から後継金利への移行に関する困難性が存在すること、さらに、金利スワップの特例処理などの適用について問題が生じる可能性があることなどが見出された。そのため、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を一定程度延長すべきとの意見が聞

かれた。

一方、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間について、2020 年実務対応報告の開発の過程では、金利指標置換後においては、置換後の金利指標に基づいてヘッジ有効性の評価や会計処理を行うことが、ヘッジ会計の趣旨に適った会計処理であり、特例的な取扱いを定めることは、有用な財務情報を提供する観点としては望ましいとはいえない可能性があると考えられていた。

これらを考慮すると、米ドル建 LIBOR に関して 2020 年実務対応報告の適用期間を 1 年延長し、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで延長することが考えられた。しかし、米ドル以外の通貨建ての LIBOR に関する不確実性が完全になくなったということでもなく、また、適用期間を延長しても濫用のおそれがないと考えられた。そのため、本公開草案では、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を米ドル建 LIBOR とそれ以外の通貨建 LIBOR を分けることなく、一律に 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで延長することを提案している。

(2) 金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を 1 年延長した場合の取扱い

① 金利スワップの特例処理及び振当処理に関する金利指標置換後の会計処理の定め趣旨の明確化

本公開草案では、2020 年実務対応報告第 19 項になお書きを追加し、金利指標置換後に金利スワップの特例処理に係る日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 178 項の⑤²以外の要件が満たさ

2 金融商品会計実務指針第 178 項の⑤は、金利スワップの特例処理が認められるための要件として、金利スワップの受払条件がスワップ期間を通じて一定であること（同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通じて使用されていること）を定めている。

れている場合には、2024年3月31日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降も金利スワップの特例処理の適用を継続することができることを明確化することを提案している。なお、この明確化は、振当処理についても2020年実務対応報告と同じく、金利スワップの特例処理と同様に適用することができることを提案している。

金利指標置換後の取扱いの再確認の過程では、金利スワップの特例処理及び為替予約の振当処理（以下「金利スワップの特例処理等」という。）に関する金利指標置換後の会計処理について定めた2020年実務対応報告第19項について、その趣旨、すなわち、この定めは金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間が終了した後も金利スワップの特例処理等を継続できることを意図したものなのかどうかを明確化すべきという意見が聞かれた。

2020年実務対応報告第19項の定めは、金利スワップの特例処理等について、ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）に関する金利指標置換後の会計処理の定めと同様の効果を意図して設けられているものであった。2020年実務対応報告では、ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）について、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期限が到来した後もヘッジ会計の適用を継続することが可能となることを意図した定めが設けられている。

さらに、2020年実務対応報告第19項では、同項で定める特例的な取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換えたとしても、金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができるとしている。この取扱いによ

り、金利指標の置換により、一時的に金融商品実務指針第178項の③から⑤の要件が満たされなくなったとしても、2023年3月31日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降も金利スワップの特例処理の適用を継続するためには、改めて金利指標の置換を行うことで金融商品実務指針第178項の⑤以外の金利スワップの特例処理の要件が満たされるような金利指標の置換が行われることが想定されていた。

これらの考え方は、2020年実務対応報告について新たな解釈を示すものではない。しかし、本実務対応報告の定めに関して多様な解釈が生じることで、実務に意図しない影響を及ぼすことが考えられたため、2020年実務対応報告の開発時の考え方を本公開草案で明確化することを提案している。

② 金利スワップの特例処理等に関する取扱い

本公開草案では、2020年実務対応報告に第19-2項を追加し、金利指標置換時³が2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日までに到来していない場合であっても、2024年3月31日以前に終了する事業年度までに行われた契約条件の変更又は契約の切替が金利スワップの特例処理に係る金融商品実務指針第178項の⑤以外の要件を満たしているときは、2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する金利指標置換時以後も金利スワップの特例処理の適用を継続することができることを提案している。なお、この取扱いについては振当処理にも同様に適用することができることを提案している。

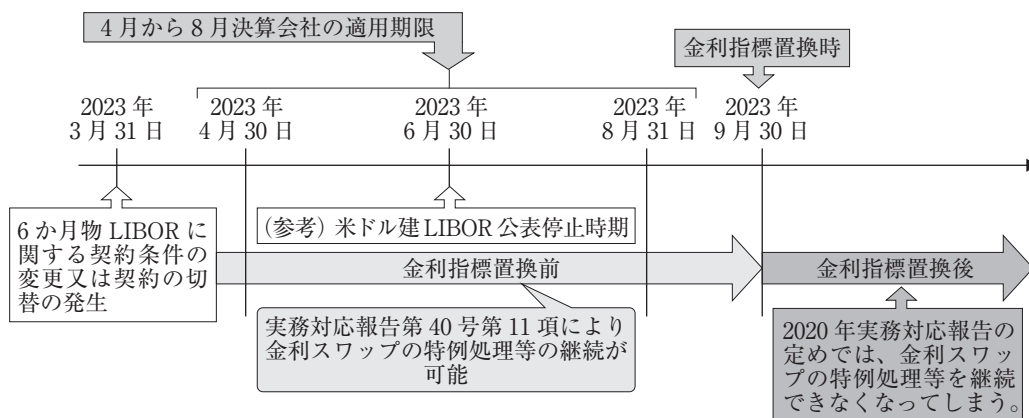
前記(1)で記載したように、本公開草案では、

3 金利指標置換時は、2020年実務対応報告第4項(4)において金利指標改革に起因して公表が停止される見通しであるLIBORに関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点（双方の契約において時点が異なる場合はいずれか遅い時点）をいうと定義されている。なお、金利指標置換時より前の期間を金利指標置換前、後の期間を金利指標置換後という（2020年実務対応報告第4項(3)及び(5)）。

金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を2024年3月31日以前に終了する事業年度まで延長することを提案している。しかし、米ドル建LIBORの一部のターム物の公表停止時期が2023年6月末とされたことに伴い、金利指標置換前において金利スワップの特例処理の要件を満たしていた取引に関して、金利指標改革に起因した金利指標の置換がなされ、かつ、当該金利指標置換時以後において金融商品実務指針第178項の⑤以外の金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合であっても、金利指標置換時が2020年実務対応報告第19項の適用期間より後であるという理由で金利スワップの特例処理等が適用できなくなる場合が想定された。例えば2023年3月末に6か月物LIBORに関する契約条件の変更又は契約の切替を行い、次の金利更改日より後継の金利指標を基礎とする計算を開始するとした場合に

は、金利指標置換時は2023年9月末となる。これについて、2020年実務対応報告は2020年実務対応報告第19項の適用期限以後も金利スワップの特例処理を継続するための要件として当該期限までに金利指標置換時が到来していることを求めている。そのため、4月から8月までに決算を迎える企業は金利指標置換時より前に2024年3月31日以前に終了する事業年度が到来し、当該事業年度末で金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間が既に終了していることから、金利指標の置換が行われる2023年9月末以降に到来する決算期からは金利スワップの特例処理を継続することができなくなる⁴。この結果、本公開草案で2020年実務対応報告第19項にお書きを追加する提案の効果が減殺されることが考えられた(図表参照)。

【図表】金利指標置換時が2020年実務対応報告第19項の適用期間より後となることから金利スワップの特例処理等を継続できなくなるケースの例



これについて、金利指標の置換が2020年実務対応報告第19項の適用期間より後であるという理由のみにより機械的に金利スワップの特

例処理が継続できないとすることは、有用な財務情報の提供につながらない可能性があった。そのため、金利指標置換時が2024年3月31日

4 2023年4月から8月決算時は金利指標置換前の状態であることから2020年実務対応報告第11項が適用される。そのため、金利スワップの特例処理を継続することができる。

以前に終了する事業年度までに到来していない場合であっても、2024年3月31日以前に終了する事業年度までに行われた契約条件の変更又は契約の切替が金融商品実務指針第178項の⑤以外の金利スワップの特例処理の要件を満たしているときには、2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する金利指標置換時以後も金利スワップの特例処理を継続することができることを提案している。また、適用にあたって一定の歯止めを設ける観点から、契約条件の変更又は契約の切替が本公開草案第19項の適用期間内に行われることを求めることを提案している。

2. その他の事項

(1) シンセティック LIBOR に関する取扱い

金利指標置換後の取扱いについての再確認の過程では、シンセティック LIBOR の本実務対応報告上の取扱いを明確化すべきであるとの意見が聞かれた。

シンセティック LIBOR は、ターム物リスク・フリー・レート（日本円建 LIBOR であれば東京ターム物リスク・フリー・レート）に、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）による LIBOR から代替金利指標への置換に係る所定のスプレッド調整を加味したレートとして算出することとされている。そのため、シンセティック LIBOR は、既存の LIBOR と同様に「LIBOR」の名称を用いて公表されるものの、公表が停止される LIBOR とは実質的に異なるものであると考えられる。

シンセティック LIBOR への移行は通常は金利指標の置換に該当すると考えられるが、当該金利指標の置換が本実務対応報告の適用範囲に含まれるかどうかの判断に関しては、本実務対応報告では既に「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」に該当するかど

うかの判断の指標が例示されており、その他の金利指標の置換と同様に当該指標に従って判断することとなる。したがって、シンセティック LIBOR についてのみ取扱いを明確化することは行わないことを提案している。

(2) 本公開草案最終化後の取扱い

本公開草案の審議の過程では、2020年実務対応報告と同様に本公開草案の最終化から約1年後に金利指標置換後の取扱いについて再度確認を行う予定とするかどうかについて検討を行った。

これについては、本公開草案の審議時点で、米ドル建て以外の LIBOR に関する不確実性が完全になくなったということでもなく、将来さらなる対応が必要となる可能性があるため、1年後に限定せず、将来必要な場合には改めて再度確認を行うこととしている。

IV. 適用時期の取扱い

本公開草案では、本公開草案の最終化を受けて改正される実務対応報告第40号の公表日以後から適用できることを提案している。

V. おわりに

ASBJ では、本公開草案に寄せられた意見を参考に、本公開草案の最終基準化に向けた検討を続けていく予定である。また、Ⅲ. 2. (2) の本公開草案最終化後の取扱いに記載したとおり、本公開草案が最終化された後も必要に応じて金利指標置換後の取扱いについて再度確認を行うこととしている。そのため、引き続き、関係者のご理解とご協力をお願いしたい。